

新型コロナウイルス感染症の検査で陽性となられた方へ

令和4年9月26日から、発生届出の対象が限定されました。今後は以下のとおり対応します。

発生届出の対象の方

次のいずれかに該当する方は、保健所から連絡を行い、症状等に応じて、療養方法、健康相談および療養中の支援等についてご案内します。

- ① 65歳以上の方
- ② 入院が必要な方
- ③ 重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ治療薬の投与又は新たに酸素投与が必要と医師から診断された方
- ④ 妊婦の方

発生届出の対象外の方

保健所からの連絡はありません。

症状が悪化した場合や自宅療養が困難な場合、療養中の支援等が必要な場合は、下記へご相談ください。

- ◆ 医療機関にて検査し陽性となられた方は、相談や申込の際に、受診した医療機関名、診断日(陽性判明日)及び発症日を保健所等が確認します。
- ◆ 自己検査で陽性となり、陽性者登録センターに登録された方は、相談や申込の際に、診断メールの受信日及び発症日を保健所等が確認します。

健康フォローアップセンターのご案内

療養中の相談は健康フォローアップセンターで受け付けます。療養場所によって連絡先が異なります。

療養場所 相談・申込内容	北九州市	福岡市	久留米市	左記以外
健康相談	自宅療養者 相談ダイヤル 050-3665-8105 (受付:24時間対応)	陽性者健康 相談ダイヤル 050-3629-0353 (受付:24時間対応)	裏面 (受付:24時間対応)	[平日・昼間] 発生届出の対象の方 各保健所(裏面) 発生届出の対象外の方 陽性者相談ダイヤル 050-8885-8618 (受付:8:30~17:15) [休日・夜間] ※ 陽性者のみに お知らせします
宿泊療養施設 入所希望	[Web申込] 下記QRコードから 	各保健所(裏面)	電話①:090-7442-3139 電話②:080-8841-3066 FAX :0942-50-2234 (受付:10:00~18:00)	各保健所(裏面)
食料品等支援 (※ 症状が継続して、 買物に行けない方や ネットスーパーのご利用 ができない方等が対象 となります。)	[電話申込] 自宅療養者 相談ダイヤル 050-3665-8105	[電話申込] 050-3629-3857 (受付:9:15~17:30)	配食サービスコール センター 電話:050-3629-9284 FAX :050-3819-8134 (受付:8:30~21:00)	[Web申込] 下記QRコードから  [電話申込] 0120-019-567 (受付:月~土 9:00~17:45)
療養証明 に関する相談	【県内共通】 福岡県療養証明専用相談ダイヤル 092-6009-365(受付:9:00~18:00) ※[重要] 9月2日以降、これまで福岡県、北九州市、福岡市、久留米市で発行していた療養証明書に代わり、医療機関での受診時に受領する診療明細書や処方箋などを利用できることとなりました。詳しくは、生命保険協会、損害保険協会、加入している保険会社のホームページ等でご確認願います。 療養証明書に代わる上記書類は、各種証明に必要となる場合がありますので捨てずに、保管しておいてください。			

福岡市にお住まいの方

<宿泊療養施設入所希望の場合の連絡先>
受付: 平日8:45~17:30

保健所	電話番号
東保健所	090-7317-0449 090-5606-8785
博多保健所	092-419-1091
中央保健所	092-761-7340
南保健所	092-559-5116
城南保健所	092-831-4261
早良保健所	092-851-6012
西保健所	092-895-7073

久留米市にお住まいの方

<健康相談に関する連絡先>
受付: 24時間対応

○ 新型コロナ相談センター

TEL: 0942-30-9750 FAX: 0942-30-9833

- ・一般の方、濃厚接触者が有症状者になった時の相談
- ・陽性者の受診希望の相談 など

○ 自宅療養者体調悪化時相談専用ダイヤル

TEL: 0942-30-9326 FAX: 0942-50-2234

- ・自宅療養中の陽性者(発生届対象外者含む)の体調悪化時の相談



☆ 久留米市ホームページもご確認ください。
左記QRコードからアクセスできます。

北九州市、福岡市、久留米市以外にお住まいの方

<健康相談および宿泊療養施設入所希望の場合の連絡先>
受付: 平日8:30~17:15

☆ 福岡県ホームページもご確認ください。
右記QRコードからアクセスできます。



保健所	管轄市町村	電話番号
筑紫保健福祉環境事務所	筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、那珂川市	092-707-0524
粕屋保健福祉事務所	古賀市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町	092-939-1746
糸島保健福祉事務所	糸島市	092-322-5579
宗像・遠賀保健福祉事務所	中間市、宗像市、福津市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町	080-7407-2854
嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所	直方市、飯塚市、宮若市、嘉麻市、小竹町、鞍手町、桂川町	0948-21-4972
田川保健福祉事務所	田川市、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町	0947-42-9379
北筑後保健福祉環境事務所	小郡市、うきは市、朝倉市、筑前町、東峰村、大刀洗町	0946-22-9886
南筑後保健福祉環境事務所	大牟田市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、みやま市、大木町、広川町	080-7405-1343
京築保健福祉環境事務所	行橋市、豊前市、苅田町、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町	0930-23-3935

[療養期間について] 症状の有無等で療養期間が変わります。療養期間中は、不要不急の外出の自粛をお願いします。

● 有症状者

発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過した場合には、8日目から解除されます。

ただし、10日間が経過するまでは、検温などご自身による健康状態の確認や、リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用することなど感染対策の徹底をお願いします。

※ 高齢者施設入所している方については、発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合には、11日目から解除されます。

● 無症状者(無症状病原体保有者)

陽性が確定したときのPCR等検査**検体採取日から、7日間を経過した場合には、8日目から解除**されます。

加えて、5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合には、6日目から解除されます。

ただし、7日間が経過するまでは、検温などご自身による健康状態の確認や、リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用することなど感染対策の徹底をお願いします。

● 7日目になっても症状が改善傾向にない場合、無症状だったが療養期間中に症状が出た場合は、各自治体の保健所へご連絡ください。

※ 濃厚接触者の待機期間について

原則として、最終接触日(陽性者と最後に接触した日)を0日目として、5日間待機し、6日目から解除されます。